



今津灯台(市指定・建造物) 岡本家文書(市指定・古文書)

西宮市文化財保護条例では、「文化財とは、西宮市の区域内において、市民の文化向上に貢献できる文化的所産ならびに学術上価値の高い動物、植物及び鉱物地質を指す」としています。第3条には、文化財として4つの種類(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物)が掲げられています。

文化財の状況

現在、西宮市指定文化財は50件、国・兵庫県指定・登録文化財は107件、埋蔵文化財は105カ所にのぼります。そのほかにも、地域、風土などを含めた文化的景観や、有形、無形、指定、未指定を問わず地域に存在するさまざまな文化財を、文化財群としてとらえています。それらは、歴史的、地域的関連性に基づいて一定のまとまりをもった歴史資料として新たな価値付けが可能です。

文化財は、西宮市における自然の推移や先人の営みを知る上で欠くことができないものであり、自然や文化の多様性を維持していく上で基礎となるものです。市は、そのような文化財を地域の歴史資料として総合的にとらえ、市民とともに調査・保存・活用を行うために、平成25年度34年度を計画期間とする、「まもる・いかす・つたえる文化財保存活用にしのみや計画」を策定します。同計画の概要を紹介するとともに、策定にあたって皆さんの意見を募集します。問合せは文化財課(0798・33・2074)へ。

まもる・いかす・つたえる わたしたちの文化財

「文化財保存活用にしのみや計画」への意見募集



文化財は地域の歴史資料

「文化財保存活用にしのみや計画」は、地域の歴史資料としての文化財の保存と活用のために、次の6つの基本的な考え方を掲げ、それぞれの課題や施策・事業を記しています。

①しらべる (調査の充実)



西宮神社 頭遺跡での発掘調査

これまででは、文化財の種類ごとに部分的な調査を実施して指定文化財の候補物件として、対処が必要な埋蔵文化財の緊急調査を実施することが大部分を占めていました。今後は、地域ごとに指定・未指定を問わず寺社を核とした総合調査などを行い、市内の文化財基

②まもる (保存管理の推進)

指定文化財の修理などは、補助金を活用して実施しています。今後は、それ以外に、文化財パトロールの強化や保存管理計画の策定などを行い、①日常管理を強化することにより文化財の毀損(きそん)を防ぐ「予防保存」、②適切な方法で早期発見・実施による「修理保存」、③史跡・天然記念物などの「保存管理計画」の策定、④大規模災害に対応する「災害対応力の強化」などを進めます。

④まもる(い)ころ (保護意識の向上)

文化財は、所有者をはじめ、管理者・学校・地域・営利非営利の団体等と関わりをもちます。文化財の保存と活用のため意識的・積極的にそれらの人や団体と関わっていくことにより、連携・協力を進めます。

⑤まもるしくみ (保護環境の整備)

文化財保護のための組織や体制の整備を進めるとともに、特集展示や連携講座の拡充などにより、郷土資料館の充実を図ります。また、文化財調査ボランティア事業などを通じて、文化財保存と活用に関する市民等との協働やボランティアの育成に取り組み、文化財保護拠点の整備を目指します。

③いかす (活用の推進)

文化財の保存と活用の目的は、文化財をめぐる市民文化の向上に資することであり、目指す方向は違ってもその目的は同じです。地域文化財活用拠点の整備など地域ごとに総合的な活用の方策を講じるとともに、さまざまな場面で文化財を生かすことができるよう、幅広い事業を実施します。

⑥つたえる (保護の未来に向けて)

文化財の保存と活用が、広く行政や民間事業などに役立つことを目指します。人びと・地域のつながりに文化財が仲立ちとなるよう、市が進める環境・観光などのまちづくり施策との連携事業、高度情報社会に見合った文化財データベースの蓄積・公開事業、高齢者の地域活動の参加に役立つ民俗文化財の調査事業などを進めます。

文化財保存活用にしのみや計画

あなたの意見募集します

計画(素案)などは郷土資料館、市役所本庁舎1階総合案内所横、名塩和紙学習館、各支所・公民館で配布するほか、市のホームページ(市政情報→参画と協働)から見るができます。

【応募方法】素案への意見、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を書いたものを郵送かEメールで、3月25日~5月12日(消印有効)までに文化財課(〒662-0944 川添町15-26 ☎0798・33・2074... 郷土資料館内 info_bunkazai@nishi.or.jp)へ。持参も可 ※頂いた意見は、市の見解とともに公表します(個人情報を除く)。電話での意見の受付や個別回答は行いません

広告

歳をとったら、幸せになろう。 **サンシティ宝塚**

介護付有料老人ホーム

オープンDay 見学会

4/13(土) 14(日)

下記のお時間にご自由にお越しください。館内をご案内いたします。

開催時間 **13:30・16:30** 予約不要 参加無料

ご来館方法

宝塚アーバンライフ 正面ゲート

サンシティ宝塚

一たかはし 歯科

野上5丁目(阪急宝塚川行き)

野上5丁目(光が丘北行き)

※1 タクシーをご利用の場合は東出口よりご乗車ください。
※2 171、173系統

お車でのご来館をご希望の場合は事前にご連絡ください。

詳しい地図をご希望の場合は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

お問い合わせ 資料請求は ☎0120-55-6176 〒665-0013 兵庫県宝塚市宝塚2-6-26

受付時間/9:00~17:00 土曜、日曜、祝日も受け付けております。

JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)

任意整理 借金問題 自己破産 過払金請求

相続 交通事故 離婚

☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早め!
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

◎相談料: 何度でも無料!

☆法律相談: 夜間・休日対応可。
☆予約受付: 平日9時~17時

西宮法律事務所

電話番号 **0798-26-2726**

兵庫県弁護士会所属 弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨

西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302

http://www.nishinomiya-law.jp/

至 神戸 JR西宮駅 フレンテ西宮 至 大阪

西宮法律事務所